

柱Ⅰ みんなで守り寄り添う共生のまちづくり

目指す姿

- 本人が希望する生活の実現に向け、障害者とその家族が、身近な場所で安心して専門的な相談ができる体制の充実や、「断らない」相談支援体制を中心とした包括的な相談支援体制の充実を目指します。
- 障害者の権利や尊厳が脅かされることのないよう、成年後見制度等の利用により障害者の日常生活を支援するとともに、障害者への虐待のない社会、障害を理由とする差別のない社会の実現を目指します。
- 障害者が地域で共に暮らし、社会参加していくために、障害特性や年代に応じた情報アクセシビリティを確保し、必要な時に適切なコミュニケーション支援が受けられる状態の実現を目指します。

施策体系

施策	取組
1 包括的相談支援体制の充実(重点)	1 相談支援・ケアマネジメント体制の充実
	2 多分野の協働による相談支援の充実
2 権利擁護体制の充実	1 成年後見制度の利用促進
	2 虐待の防止と早期発見・迅速な対応
	3 障害者差別の解消及び理解啓発
3 情報アクセシビリティの充実	1 情報の提供と利活用の充実
	2 意思疎通支援の充実

施策Ⅰ 包括的相談支援体制の充実

これまで取り組んできたこと

- 地域の身近な相談窓口である委託相談支援事業所に、緊急時の相談や受け入れ機能を有する地域生活支援拠点機能を付加することにより、多様なニーズに対応しました。委託相談支援事業所への相談支援件数は年々増加しており、2022年度は前年度比36%増加しました。委託相談支援事業所が一堂に集まる委託相談支援事業者連携会議では、地域生活コーディネーター¹のスキルアップを目的としたグループスーパービジョン²研修を中心に、相談支援の機能強化に取り組んでいます。
- 柏市自立支援協議会相談支援部会では、柏市における相談支援体制の在り方を協議し、抽出された課題に対する研修等を指定相談支援事業所を対象として実施することで、指定相談支援事業所のスキルアップを図りました。
- 「断らない」相談窓口として設置した「福祉の総合相談窓口」では、幅広い属性の相談者に対応しました。従来の枠組みでは支援が届かない障害者等に対応するため、さまざまな専門機関と連携して包括的相談支援体制（柏市重層的支援体制）の構築を図っています。

市民が望んでいることや国・県の動向

- 基礎調査結果によれば、地域で自立した生活を続けていくために、「困った時の相談や対応支援」が重視されています。また、必要な時に気軽に相談するためには、身近な相談場所に専門的な知識を持った職員がいるなど相談支援体制の充実が求められています。
- 同じく基礎調査結果によれば、「福祉の総合相談窓口」の設置による包括的相談支援体制の整備は評価されていますが、生涯を通じた連続的な相談支援体制、関係機関の顔の見える関係づくりなど、包括的相談支援体制の効果的な運用が求められています。
- 国では、地域の相談支援の中核機関として総合的な相談業務を行う基幹相談支援センターについて、障害者総合支援法等の改正（2022年12月交付）に伴い、新たに地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援機能を求めています。また、障害者の個別の課題分析から地域の課題を抽出し、解決を図るため、自立支援協議会に参画する地域の関係機関の緊密な連携の促進を求めています。
- さらに、国では、精神保健に関する課題が分野を超えて顕在化し、多様化・複合化していることから、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象とした相談支援や、適切な支援の包括的な確保が必要とされています。

¹ 委託相談支援事業所に従事する、相談支援業務の豊富な経験と知識を有する者。相談対応とあわせて、地域における支援機関のコーディネートを行う。

² 支援者が集まり意見を出し合いながら、本人の課題ではなく、ストレングス（才能や人柄、置かれている環境など）に着目した、新たな解決策や対応方法を検討していく手法。

課題

- 相談件数の増加等により、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所の機能の1つである地域の指定相談支援事業所への支援体制が十分とは言えない状況です。必要な時に利用できる身近な相談場所へのニーズに対応するためにも、国が推進する基幹相談支援センターの機能強化への対応も含め、支援者支援の充実が求められます。
- 包括的な相談支援体制を整備したものの、相談支援に関わる各機関の役割が曖昧であり、関係機関が顔の見える関係を構築できていないなど、効果的な運用には至っていません。生涯を通じた連続的な支援や、精神保健に関する課題への対応など、さらなる包括的な相談支援体制が求められます。

方針

- ◆ 地域の相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの機能を強化し、地域の相談支援従事者への支援や、関係機関の連携強化等を通じて、地域における相談支援体制を強化します。
- ◆ 「断らない」相談支援体制の活用により、地域全体で、多様化・複合化する福祉課題の解決を図ります。障害分野においては、地域生活支援拠点を中心となり、多分野の機関との連携を強化します。

数値目標

《評価指標（方針の達成度を測る指標）》

指標名	方向性	実績 (R4)	目標 (R7)
基幹相談支援センターによる地域の相談支援従事者への支援件数	増加		
地域生活支援拠点が相談対応で関係機関と協働した件数	増加		

《参考指標（取組の成果や効果を測る指標）》

指標名	実績 (R4)	目標 (R7)
基幹相談支援センターの設置数		
委託相談支援事業所における相談支援件数		
地域生活支援拠点が実施する地区別研修回数		

取組

取組Ⅰ 相談支援・ケアマネジメント体制の充実

相談支援を必要とする全ての人に対応するため、基幹相談支援センターが中心となって、地域の指定相談支援事業所と連携しながら、身近な地域で安心して相談支援サービスを利用できる環境づくりを推進します。また、個々のニーズに応じたケアマネジメントの実施に向け、相談支援専門員の専門職としての意識や更なる資質向上を図り、人材育成を通じた地域での課題解決に取り組みます。

《主な事業》

事業名(担当課)	事業内容
障害者相談支援・コーディネート事業 (障害福祉課)	地域の相談支援の中核となる、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等に、精神保健福祉士や社会福祉士等の専門職を配置し、総合的・専門的な相談支援を行う。
柏市自立支援協議会相談支援部会の運営支援(障害福祉課)	個別事例の検討を通じた地域課題の抽出と解決に向け、相談支援事業所同士の連携強化や地域とのネットワークの強化に取り組む。また、人材育成指針等の作成を通じ、体系的に相談支援従事者を対象とした人材育成を実施する。
相談支援事業所及び相談支援専門員のスキルアップ促進(障害福祉課)	地域の相談支援事業所で相談を受けるため、基幹相談支援センターを中心とした研修等の取組により、相談支援専門員の専門職としての意識を高め、更なる資質の向上に向けた人材育成を図る。
基幹相談支援センターの機能強化 (障害福祉課)	地域の相談支援の中核的な機関である基幹相談支援センターが地域の相談支援体制、特に相談支援従事者への支援を強化できるよう、基幹相談支援センターを増設し、その機能強化を図る。
医療的ケア児等コーディネーターの配置 (障害福祉課)	医療的ケア児等が必要とする保健、医療、福祉等の多分野にまたがる支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、必要に応じてコーディネーターが地域の相談支援専門員に助言等を行う。

取組2 多分野の協働による相談支援の充実

多様化・複雑化した課題を受け止め、必要に応じて関係機関が連携して支援に取り組みます。障害福祉に関する相談については、地域生活支援拠点が中心となって多分野の関係機関と連携した相談支援体制を推進します。加えて、教育福祉会館に設置した「福祉の総合相談窓口」を相談支援の入口の一つと位置付け、課題解決に向けて複数の関係機関と連携します。また、精神保健等の重点的に取り組むべき分野を設定し、専門機関が連携した支援体制の構築・充実化を図ります。

《主な事業》

事業名(担当課)	事業内容
包括的相談支援体制の構築事業(柏市重層的支援体制構築事業) (福祉政策課 他)	教育福祉会館に設置した「福祉の総合相談窓口」を相談の入口として、障害福祉だけでなく、高齢者支援や地域福祉等、各分野の専門機関が連携した支援体制を構築する。
柏市地域生活支援センターへの「福祉の総合相談窓口」の設置(福祉政策課)	「断らない」相談支援の入口として「福祉の総合相談窓口」を設置し、多様化・複合化する相談に対応する。
地域生活支援拠点における地区別研修(地域生活支援拠点の「地域の体制づくり」機能)(障害福祉課)	地域生活支援拠点が担当する地域(地区)ごとに実施する研修会において、障害福祉以外の関係機関が参加することで、地域の関係機関の連携体制構築等を図る。

《関連事業》

事業名(担当課)	事業内容
総合相談事業・心配ごと相談事業 (社会福祉協議会)	子どもから障害者・高齢者までの日常生活上の困りごと等の傾聴や解決に向けた助言等を行う。
地域活動拠点事業 (社会福祉協議会)	地域の身近な相談窓口として、近隣センターを拠点に市内7ヶ所で運営する窓口において、各コミュニティエリアを対象に、個別ケース支援、地域や関係機関と連携した地域づくり等を推進する。
精神保健に関する相談支援 (保健予防課)	市民や家族、関係機関等から専門職(精神保健福祉士、保健師)による精神保健に関する相談に応じ、保健や医療、福祉等の関係機関と連携し支援する。
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置(柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業) (保健予防課、障害福祉課)	精神障害の有無や程度にかかわらず、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障害福祉だけでなく、保健や医療等の関係者が参加する協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築する。
柏市障害児等医療的ケア支援連絡会の開催(障害福祉課)	医療的ケアを必要とする障害児者とその家族を支援するため、保健、医療等の関係者が参加する連携の場を通じて、関係機関の連携強化や医ケア児者の実態把握に取り組む。

施策2 権利擁護体制の充実

これまで取り組んできたこと

- より多くの人に成年後見制度を利用してもらうため、成年後見制度に係る中核機関の運用を開始するとともに、委託相談支援事業所を障害者に対する一次相談窓口として運用しています。また、報酬費制度に係る規則見直しを行い、制度利用可能な対象者の拡大を行いました。
- 障害福祉課に設置されている障害者虐待防止センターにおいて、虐待に関する通報・届出に対応しました。また、障害者の権利擁護に関する機関を中心とした柏市権利擁護ネットワーク会議を実施し、虐待や権利擁護に対応する関係機関等と課題を共有し、問題解決に向けた対応を強化したことで、関係機関からの通報件数や研修等に参加する事業者が増加しました。
- 上記の柏市権利擁護ネットワーク会議とあわせて障害者差別解消支援地域協議会を開催し、障害者の差別に関する事例や差別解消に向けた地域課題の検証を行いました。また、柏駅前での啓発品の配布やサッカースタジアムにおける啓発活動等、障害者差別に対する理解啓発を行いました。

市民が望んでいることや国・県の動向

- 基礎調査結果によれば、成年後見制度の認知度は6割半ばとなっている一方、相談窓口の認知度は低く、「知らない」が7割半ばとなっています。また、一次相談窓口である委託相談支援事業所からは、制度に対する潜在的ニーズがあることが指摘されています。
- こうした中、国は、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、費用助成等を推進しており、一層の報酬費制度の助成対象拡大を求める声もあります。
- 2022年度に障害者虐待防止センターで受け付けた虐待通報件数は71件と、前年度から2倍以上に増加しています。養護者からの虐待疑いだけでなく、施設職員からの虐待疑いも増加しています。
- 国では、障害者等に対する虐待を防止するため、障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校・保育所・医療機関との連携の推進が必要としています。
- 基礎調査結果によれば、障害者差別解消法の認知度は、障害者では2割後半、市民で6割前半となっています。また、差別を受けるなどの経験がある障害者は3割半ばで、交通機関、店舗、学校、病院、勤務先などあらゆる場所で差別を経験しています。
- 障害者差別解消法の改正により、これまでは国や自治体のみ合理的配慮の提供が義務付けられていたものが、2024年4月から、事業者にも義務化されます。

課題

- 成年後見制度の相談窓口の認知度が低く、設置した相談窓口が活用されていない状況があります。相談窓口においては、親亡き後を始め、制度への潜在的なニーズに気づき、制度案内をするなどの対応が必要です。
- 相談・通報件数の増加に伴って発見された障害者虐待の原因として、施設内の組織・マネジメント体制に加え、施設職員の知識や理解が十分でないことが挙げられます。また、対応する市職員のスキルや市町村間の連携を向上させる取組が必要です。
- 障害者差別解消法の内容や合理的配慮の必要性などについて、十分に認知されているとは言えない状況であり、障害者差別に関する相談も多くはありません。

方針

- ◆ 成年後見制度及び一次相談窓口を広く周知するとともに、相談を受ける側のスキルアップに取り組むことで、潜在的なニーズも含め、制度を必要する方が適切に制度利用できる体制を強化します。
- ◆ 施設への障害者虐待防止に向けた普及啓発や、事業所に合わせた虐待防止策の検討等を行うことにより、障害者虐待の防止徹底に向けた体制を強化します。また、対応する市職員のスキルアップや市町村間の連携強化を図ります。
- ◆ 障害を理由とする差別がなくなるよう、差別に気づき、相談ができるよう、障害者差別解消法の周知や差別解消に関する理解啓発、関係機関との連携強化を図ります。

数値目標

《評価指標（方針の達成度を測る指標）》

指標名	方向性	実績（R4）	目標（R7）
委託相談支援事業所（一次相談窓口）における成年後見制度に関する相談件数	増加		
柏市障害者虐待防止サポートチーム事業受講事業者に対するアンケートで「知識が得られた」と回答した割合	増加		
障害者差別に関する相談件数	増加		

《参考指標（取組の成果や効果を測る指標）》

指標名	実績（R4）	目標（R7）
成年後見制度利用支援事業		
柏市障害者虐待防止サポートチーム事業利用件数		

取組

取組Ⅰ 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の周知とあわせて、地域における相談窓口を周知することで、成年後見制度について相談したい方が相談できる環境とするとともに、潜在的なニーズの掘り起こしも含め、相談窓口の対応能力向上に取り組めます。また、成年後見人等の報酬に対する助成等の必要な支援を行い、制度をより利用しやすい環境を整備します。

《主な事業》

事業名（担当課）	事業内容
成年後見一次相談窓口の周知（障害福祉課）	委託相談支援事業所を障害に関する成年後見の一次相談窓口として周知強化を図り、身近な相談窓口として相談支援を行う。
かしわ福祉権利擁護センター（成年後見制度に係る中核機関）事業（社会福祉協議会、地域包括支援課、障害福祉課）	成年後見制度に係る中核機関として、相談や制度利用への支援、普及啓発（研修や出前講座等）等、司法書士等の専門職と連携して取り組むとともに法人として成年後見人も担う。また、一次相談窓口への支援を通じて、市内相談支援体制の強化に取り組む。
成年後見制度利用支援事業（障害福祉課、地域包括支援課）	自己の判断のみによる意思決定が困難であり、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者・精神障害者等を対象に、制度についての情報提供や手続きに関する支援、申立費用や後見人への報酬助成を実施する。

《関連事業》

事業名（担当課）	事業内容
市民後見人推進事業（地域包括支援課、障害福祉課）	弁護士や社会福祉士等の専門職だけでなく、市民後見人を養成・育成し、権利擁護体制への市民参画を推進する。
日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）	高齢者や障害者が安心して自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用や財産管理の相談に応じて支援を行う。

取組2 虐待の防止と早期発見・迅速な対応

柏市権利擁護ネットワークを中心とした関係機関の連携強化や障害福祉サービス事業所職員等に向けた研修会の実施によって意識向上を図り、多くの場合、周囲が気づくことが必要になる養護者からの虐待疑いも含めた障害者虐待の早期発見を図ります。また、虐待防止体制の充実を図るため、障害福祉サービス事業所を対象とした普及啓発等を行うとともに、虐待対応に当たる市職員のスキルアップ、近隣市との連携強化に取り組みます。

《主な事業》

事業名(担当課)	事業内容
柏市権利擁護ネットワークの運営 (地域包括支援課, 社会福祉協議会, 障害福祉課)	障害・高齢者の虐待防止を推進する目的で、関係機関等と連携して課題共有を図り、問題解決に向けた対応強化を図る。
虐待防止に関する研修会の実施 (障害福祉課)	障害福祉サービス事業所職員等に向けた定期的な研修会を開催し、虐待の防止と早期発見のための意識向上を図る。
障害者虐待防止センターの設置 (障害福祉課)	障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、虐待の通報や届出を受け付ける。
柏市障害者虐待防止サポートチーム事業 (障害福祉課)	障害福祉サービス事業所等へ専門家等が出向き、障害者虐待防止に関する普及啓発や、事業所に合わせた虐待防止策の検討等を行うことにより、事業所の支援の質の向上や障害者虐待防止を図る。
東葛市町村虐待防止担当者連絡会の開催 (障害福祉課)	各市の障害者虐待担当者が出席し、各市の現状の共有や事例検討等を通して、職員のスキルアップや連携強化を図る。

《関連事業》

事業名(担当課)	事業内容
広報紙やホームページによる啓発, 周知 (障害福祉課)	障害者虐待の防止について、広報かしわやホームページ上で啓発を行う。研修や会議の際に、障害者虐待防止法に関するチラシの配布も行う。

取組3 障害者差別の解消及び理解啓発

障害を理由とする差別の解消を図るため、広報媒体や街頭啓発等を通じて、市民や地域、事業所、行政などに対して障害者差別解消法の周知と障害者差別に関する理解啓発に取り組みます。また、差別に関する相談に応じる窓口の設置や関係機関の連携強化により、障害者差別への対応体制を強化します。

《主な事業》

事業名(担当課)	事業内容
障害者差別解消支援地域協議会の開催 (障害福祉課)	関係機関とともに、柏市の障害者差別の相談状況について共有し、障害者差別解消法の周知や差別解消への具体策について意見交換を行う。
地域出前講座の実施(障害福祉課)	誰もが住みよい社会を構築することを目指し、障害者の人権についての周知と差別解消への理解を促進するため、障害者差別解消法を始め、障害者の人権に関する啓発や研修を実施する。
障害者差別に関する相談窓口の設置 (障害福祉課)	「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害のある人への差別に関する相談窓口を設置する。
広報紙やホームページによる啓発, 周知 (障害福祉課)	障害者差別及び相談窓口について、広報かしわやホームページ上で啓発を行う。研修や会議の際に、障害者差別解消法に関するチラシの配布も行う。
街頭啓発の実施(障害福祉課)	駅前やサッカースタジアム等、不特定多数の市民に対して啓発品の配布等を行うことで、障害者差別に関する周知啓発を行う。

《関連事業》

事業名(担当課)	事業内容
市職員向け障害者差別解消研修 (人事課)	職層別の研修科目の一つとして、障害福祉課職員を内部講師とし、障害者差別解消法や市の取組、日々の業務等で職員ができることなどに関する研修・啓発を実施する。

施策3 情報アクセシビリティの充実

これまで取り組んできたこと

- 障害福祉関連の制度やサービスについてまとめた「障害福祉のしおり」のレイアウトを大幅に見直し、より見やすく、わかりやすい紙面構成としました。また、2022年度に情報発信体制の強化を図るために広報部を新設し、情報を発信するだけでなく、適切な方法で受け手に届き、理解や共感を得られるよう、全庁的に「伝わる」情報発信に取り組んでいます。これまでに、広報かしわや市のホームページのリニューアル等を行いました。
- 意思疎通を図ることに支障がある人を対象に、通院や行政機関手続き時等に、手話通訳者や要約筆記者等を派遣しました。新型コロナウイルス感染症の影響で利用の減少が見られ、一部はコロナ前の水準まで至っていません。

市民が望んでいることや国・県の動向

- 基礎調査結果によれば、障害福祉に関する情報の入手先は、広報かしわ、障害福祉のしおり、医療機関、市のホームページなどが挙げられていますが、いずれの媒体の利用も2割程度に留まっており、情報入手方法がわかりづらいとの意見があります。また、福祉サービスの制度・サービスがわかりづらく、困っている方が2割後半います。
- 同じく基礎調査結果によれば、今後柏市で希望する障害福祉の優先取組として、「情報提供の充実」が上位に挙げられています。各種制度の新設や変更に関する情報、相談につながるための団体の紹介など、内容の充実を図るとともに、インターネットや紙媒体などを活用した情報提供手段の多様化など、障害や年代に応じた提供方法の工夫が必要とされています。
- 国は、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）（2022年5月施行）において、自治体に対し、障害特性に配慮した意思疎通支援のニーズを把握するとともに、地域生活支援事業の意思疎通支援事業や専門性の高い意思疎通支援者の派遣事業及び養成事業等の実施を求めています。
- 第5次障害者基本計画においては、上記の法に基づき、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通にかかる施策を充実させ、障害者が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、さまざまな取組を通じて情報アクセシビリティの向上を一層推進するとともに、人材の育成・確保など意思疎通支援の充実を図っています。

課題

- 「障害福祉のしおり」をはじめ既存媒体の利用割合に限られており、情報入手方法のわかりにくさが挙げられています。また、市民にとってわかりづらいとの声がある、制度やサービスの案内を工夫する必要があります。
- 必要な人が自分に合う意思疎通支援を選択できるよう、意思疎通支援を幅広く周知するとともに、支援者を育成していく必要があります。

方針

- ◆ 障害特性や年代に応じた方法が選択できるよう、多様な媒体を活用した情報の取得を支援します。また、取得した情報が利用しやすいよう、わかりやすい情報発信を行います。
- ◆ 必要とする時に適切なコミュニケーション支援が受けられるよう、意思疎通支援を推進します。

数値目標

《評価指標（方針の達成度を測る指標）》

指標名	方向性	実績（R4）	目標（R7）
市が発信する媒体から障害福祉に関する情報を入手する人の割合 ³	増加		
手話通訳者及び要約筆記者の利用件数	増加		

《参考指標（取組の成果や効果を測る指標）》

指標名	実績（R4）	目標（R7）
手話奉仕員養成研修の講習修了者		
要約筆記者養成研修の講習修了者		

³ アンケートで広報かしわや障害福祉のしおり、ホームページ等を情報入手先として回答した人の平均

取組

取組Ⅰ 情報の提供と利活用の充実

障害者やその家族が必要な情報を得られるよう、障害特性や年代に配慮し、多様な媒体を通じて、見やすく、わかりやすい情報提供を行います。また、発信した情報が障害者に届き、利用できるよう、障害に配慮した情報の発信方法を検討します。

《主な事業》

事業名(担当課)	事業内容
「障害福祉のしおり」の発行 (障害福祉課)	情報の集約化を目的として、障害福祉に関する制度やサービスをまとめた冊子を作成する。新規手帳取得者へ配布し、制度やサービスの周知を図る。
広報紙・ホームページ・SNS等による多様な情報発信 (障害福祉課, 広報広聴課)	情報を受け取る人が選択できるよう、広報紙やホームページ, SNS等, 多様な媒体を用いて情報発信を行う。
「伝わる」情報発信の取組 (広報広聴課)	市が発信する情報が適切な手段で受け手に届き、理解や同意, さらには「共感」を得られるよう、「伝わる」情報発信を行う。
手続きのオンライン化(障害福祉課)	市に対する申請等のオンライン化を進めることで、障害者がいつでもどこでも申請ができるような環境を構築する。

《関連事業》

事業名(担当課)	事業内容
団体・施設, 事業所一覧の配布 (障害福祉課, 指導監査課)	市内にある障害福祉関係団体や施設, 事業所の一覧を冊子やホームページにまとめ, 周知する。
音声版(ユニコード)等の活用 (障害福祉課)	視覚障害者にも配慮した情報発信ルートとして, 文字情報を音声情報として届けられるような配慮を行う。
点字広報・声の広報の発行 (障害福祉課)	視覚障害者にも配慮した情報発信ルートとして, 市の広報紙を点訳・音訳した広報を発行する。
デザインサポートステーションの設置 (広報広聴課)	各課で作成・配布しているチラシやお知らせ文などについて, レイアウトやフォント選び, 装飾などデザインの視点から, 原案の添削をしたり, アドバイスをしたりするなどの具体的なサポートを行う。

取組2 意思疎通支援の充実

障害者が日常生活において円滑にコミュニケーションできるよう、ICT機器も活用しながら意思疎通支援を推進するとともに、障害福祉課の窓口到手話通訳者を設置し、日常生活に必要な情報提供等を行います。また、意思疎通支援に携わる人材の育成にも取り組みます。

《主な事業》

事業名(担当課)	事業内容
意思疎通支援者の派遣 (障害福祉課)	障害者の意思疎通や外出を支援するため、手話や要約筆記、介助等ができる人材を派遣し、日常生活における円滑なコミュニケーションを支援する。
意思疎通支援者の養成 (障害福祉課)	コミュニケーション支援が必要な障害者の意思疎通等を支援できる人材を確保するため、各種養成講座を開催する。
柏市遠隔手話サービスの実施 (障害福祉課)	手話通訳を必要とする方に対し、遠隔地で手話通訳ができるよう、スマートフォンやタブレットなどを使用した手話通訳を実施。
窓口への手話通訳者の設置 (障害福祉課)	障害福祉課窓口到手話通訳者を設置し、職員と連携をとりながら円滑な窓口対応を図る。あわせて、聴覚障害者等の日常生活に必要な情報の提供並びに啓発を行う。

《関連事業》

事業名(担当課)	事業内容
ヒアリンググループの貸出・設置 (障害福祉課, 市民活動支援課)	難聴者の聞こえを支援するヒアリンググループの貸出を行うことで、講座や会議等での情報保障を図る。